

平成26年6月

随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の住所	随意契約の相手方の氏名	随意契約に係る契約金額(円)	随意契約によることとした理由
<p>「FIVE DISCIPLINES OF INNOVATION WORKSHOP AGREEMENT」 (SRIイノベーション五大原則ワークショップ契約)</p>	<p>平成26年6月2日</p>	<p>米国カリフォルニア州 94025Menlo Park,Ravenswood Avenue 333</p>	<p>SRIインターナショナル 副商務部 顧問弁護士 Natalie Nguyen</p>	<p>7,206,500</p>	<p>本学では、国際的イノベーションリーダー人材の育成を行っており、その為にはイノベーション実務研修を導入することが必須である。SRI Internationalは、教育先進国と呼ばれているフィンランド政府の依頼によりイノベーション教育を実施するなどの実績を持っている。また、平成21年度より本学のイノベーション策定にアドバイザーとして参加しており、平成24年度からは相互連携を高め日本におけるイノベーション価値創造の試みを強化するため連携協定を締結している。 以上の理由により、SRI Internationalと随意契約を締結した。</p>